○農林水産省告示第千六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇五六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二五、三〇六四の二六、三〇六四の二七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町広谷字吉小屋乙一八四三の一・乙一八四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百三十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年十二月三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

○農林水産省告示第千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表九七八の一三二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表九七八の一五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県大月市初狩町下初狩字近ヶ坂山四一四六の二・四一四六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一四六の二一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

北海道二海郡八雲町浜松地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理

五　協定の発効日

平成二十一年十月十日

○国土交通省告示第千二百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

北海道二海郡八雲町浜松地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理

五　協定の発効日

平成二十一年十月十日

○国土交通省告示第千二百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

北海道二海郡八雲町浜松地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理

五　協定の発効日

平成二十一年十月十日

○国土交通省告示第千二百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

北海道二海郡八雲町浜松地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理

五　協定の発効日

平成二十一年十月十日

○国土交通省告示第千二百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

北海道縦貫自動車道函館名寄線

北海道二海郡八雲町浜松地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　北海道（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理

五　協定の発効日

平成二十一年十月十日

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4953	株式会社モーリスフランク・ジャパン	北海道札幌市中央区北五条西二丁目五番地JRタワーオフィスプラザさっぽろ九階	平成二十一年十一月九日から平成二十二年十一月八日まで
4954	株式会社協立	東京都港区西新橋一丁目十二番地八号	平成二十一年十月二十九日から平成二十二年十月二十八日まで
4955	株式会社朝日商事	岐阜県岐阜市薮田南一丁目三番十号	平成二十一年十月十六日から平成二十二年十月十五日まで
4956	株式会社トップコン	兵庫県神戸市中央区栄町通四丁目一番十一号	平成二十一年十一月四日から平成二十二年十一月三日まで